

『御誓文大意』と『御宸翰大意』

所 功

〔解説〕

明治天皇が踐祚された翌春の慶応四年三月十四日（A D 一八六八年四月六日）に公表された「五箇条の御誓文」は、日本の近代史上最も重要な史料である。従って、その成立過程や政治思想的な意義などについて考究した先学の論著は、決して少くない。

この御誓文が出て間もないころ、その意味を懇切に注釈し一般に普及しようとしたものに、明治五年（一八七二）刊の萩原正平著『御誓文大意』があることも、早くから知られていたであろう。しかし、これに正面から取り組んだ研究は、今のところ管見に入らない。

念のため、この『御誓文大意』は、後述の『御宸翰大

意』と共に、数年前から国立国会図書館において「文部省図書館」旧蔵本（特三八―五一五）が「近代デジタルライブラリー」にWEB公開されている。ただ、序文も本文も変体仮名を多く含み、かなり読み辛い。

そこで、私は近代史に疎いけれども、「五箇条の御誓文」について学びを深めたいとの思いから、その全文を少し読み易くして（変体仮名と正画漢字を当用の平仮名と常用の漢字に改めた、本誌に紹介させて頂くことにした。

それに先立って、著者の略歴と主な事績、および『大意』の説明を補足する資料などを少し付け加えておこう。

まず著者の萩原正平（はぎわらまさひら）については、昭和十五年（一九四〇）に完結した『神道大辞典』（平凡社刊、同六十二年臨川書店刊の合冊縮刷版一―三六頁）に簡潔な説明

がある。また同五十六年初版の日本歴史学会編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館刊七七四頁）は、より詳しく説明されており、参考になるので、左に引用させて頂く。

天保九年（二八三八）二月一日―明治二十四年（一八九二）六月七日、（諱）初名直胤・正平、（称）莊兵衛、（生）伊豆国君沢郡川西村小坂、（身）名主・国学者・神官、（著）『増訂伊豆志稿』『古史言行頌』『承久殉難五卿事蹟考』『伊豆国式社考証』『伊豆国式社考略』『伊豆三島神社考証』『三島大社伝記』、（参）萩原民治『寄桜懐旧・寄松懐旧』、伊東多三郎『草莽の国学』『三島市誌』、中野虎三『国学三遷史』、『国学者伝記集成』

名主役をつとむ。平田篤胤没後門人、横田直助に業をうけ、皇国学に専心。明治二年、神葬祭に改め、伊豆の神葬祭運動の先駆をなす。神祇官宣教使・三嶋神社少宮司・足利県学校吟味係・静岡県地誌国史編輯係・伊豆山神社祠官・県会議員をつとむ。その間、足柄県知事の委託で伊豆国式内神社調査に従事、五年三月『伊豆国式社考証』を完成する。教導職では権大教正となる。一方、大社教に参加、分院長をつとむ。伊豆を知る国学者として有名。年五四で没。

これらによれば、本書を著した明治五年（一八七二）当時、萩原正平（三十四歳）は、三島神社少宮司であり、そ

の前後から神祇官の宣教使（大講義）や大社教の伊豆分院長などを務め、伊豆国式内社の考証に力を注ぎ、神葬祭の普及にも努めていた。名主クラスの平田流国学者であり、新政府の神祇政策を受け入れ、生地の伊豆地域で勉学と教育に尽力した神官として『三島市史』などでも相応に評価されている。

そのような勉学教育活動の一環として、この『御誓文大意』を著したのであるが、そこに至る経緯は、今のところ知る手懸りが無い。ただ、これと関係が深い著作として、本書の奥付の右上に「御宸翰大意 近刊」との予告があり、それが二年四ヶ月後に出版されている。

この『御宸翰大意』は、前述の『御誓文大意』が私家版的な個人の著作であるのに対して、本書は表紙に「吉田強介謹述／大内青巒せいろん閣」 「御宸翰大意 全」 「明治八年第三月廿七日 擁萬閣蔵版」とあり、奥付に同年月日許可「東京芝赤羽根／書林 山口屋佐七」とある。

しかも、冒頭に毛筆体で「正二位綾小路有長」（八十四歳）の題辞「撫黎元」と「宮内大輔万里小路博房」（四十二歳）の和歌「天のした萬の民にかけまくも かしこき君のみことのかかな」を掲げ、さらに「正六位田中頼庸」の「御宸翰大意序」を載せている。

著者の吉田強介については、今のところ「筑後の国人」

という以外わからない。ただ、本書に序文を寄せた田中頼庸（一八三六―一八九七）は、薩摩出身の国学者で、明治五年から神祇官に出仕し、同七年から神宮の大宮司、同九年から大教正を務めてをり、前述の萩原正平と交流があったとみられる。

また校閲者の大内青巒（一八四五―一九一八）は、仙台出身の真宗僧（大谷光尊の侍講）で、明治五年から「明教新報」を発行しているが、同十一年『豆州熱海誌』（真誠社）を出版しており、伊豆の萩原正平とも関係があったかと思われる。

このうち、前の『御誓文大意』は、御誓文の出た四年半後（明治五年十一月）出版されている。当時「五箇条の御誓文」がどのように解釈されていたかは、翻刻を通覧すれば誰にも判るので説明を要しない。ただ、初めの方（一連符号イ）に記されている『太政官日誌』は、原文により引いておこう（片仮名を平仮名に改め、（ ）内に私注、句読点等を加え、改行を／印で詰めた）。

『太政官日誌』第三（慶応四年三月）

三月十四日、南殿（紫宸殿）に於て／天神地祇御誓祭被_レ為_レ在、公卿・諸侯会同、就約の次第、左の如し。

一、午の刻、群臣着座／公卿・諸侯、母屋。殿上人、

南廂。徴士、東廂。

一、塩水行事／神祇官勤_レ之（吉田三位侍従）

一、散米行事／神祇権判事勤_レ之（植松少将）

一、神祇督着座（白川三位）

一、神於呂志神歌／神祇督勤_レ之。

一、献供／神祇督・同輔・同権判事等立列拜送同輔

（津和野侍従）

点検。

一、天皇出御／御祭文読上。／総裁職勤_レ之（三条大納言）

一、天皇御神拜／親く幣帛の玉串を奉献したまふ。

一、御誓書読上。／総裁職勤_レ之。

一、公卿・諸侯就約。／但、一人宛中央に進み、先づ

／神位を拝し／御座を拝し、而後執筆・加名。

一、天皇入御。

一、撤供／拜送如初。

一、神阿計神歌。／神祇督勤_レ之。

一、群臣退出。

※この後に「御祭文之御写」「御誓文之御写」「御宸翰之御写」を全文引載している（省略）。

これによれば、当日、紫宸殿に「天神地祀」を祀って「御誓祭」が行われた。明治天皇の御前において総裁職（三条実美）により「御祭文」と「御誓書」が読み上げられた後、公卿も諸侯も一人ずつ中央に進み出て「神位」と「御座」を拝してから「筆を執り名を加え」ている。

この誓約署名は、当日参列した高官だけでなく、当時の

中下級官人まで含めて七百六十七名に及んだ。その原本は、御物として京都御所の東山御文庫に収蔵されている（宮内省編『明治天皇紀』慶応四年三月十四日条に「今七巻に装幀せらる」とみえる）。また、その写本は、宮内庁書陵部の宮内公文館で拝見することができ、さらに東京大学史料編纂所の『維新史料綱要』所載分がWEB公開されている。

なお、この両著が出版後どのように広まり、どのような影響を及ぼしたかも、ほとんどわからない（東大「近代日本法政史料センター所蔵の吉野作造文庫」には両方ある）。

最近、古書で入手した「瀧本豊之輔謹解『五箇条御誓文大意』（昭和九年三月、東学社、A5判一二六頁）は、末尾に「参考資料」の一つとして「御誓文大意」をあげているが、内容的には「寛克彦氏述『五事の御誓』（大正十五年十一月、大日本弥栄会）の流れを汲む解釈が顕著にみられる。

ただ、瀧本氏が「御誓文の本質」として、「五箇条御誓文が何人の立案に係るとか……種々の事情の詮索の如き」傾向に注意を促し、「御誓文は……明治天皇様に抛りて発現せられたる肇国以来の国是である。建国の事実信仰を簡明瞭なる五つの形式に於て宣布せられたるものにして、種々の考証、それ等は……此の事実信仰が実現せらるる材料たるに外ならぬ。」（一六・一八頁）との指摘は、正鵠を射ていると思われる。

〔翻刻〕

御誓文大意

⑦御誓文の五ヶ条は、去る戊辰年（一八六八）の三月十四日、西京（京都）に於て、天神地祇を御誓祭遊ばされて御定に成たる御政体の基本、御一新の目的とすべき、至て大切な御文でござるが、

①其御誓祭の次第を太政官日誌に記して有ます趣は、まづ御所の南殿（紫宸殿）と申すに神座を設け置て、午刻に至り、群臣悉く着座いたし、塩水散米の行事と云ありて、次に神於呂志、また献供の式を行ひ、天皇様出御あらせられ、總裁職御誓文を読あげ、天皇様親しく幣帛の御玉串を奉獻し御神拝在せられて、次にまた總裁職御誓文を読あげ畢て、公卿諸侯一人つゝ中央に進み、先神位を拝し、次に御坐を拝し、而して後に各筆を執て御誓書に姓名を書加へ畢て、天皇様入御遊ばせられ、撤供、また神阿計の式を行ひ、群臣退出いたされたる由見えて、其御祭文は、

②懸毛恐支／天神国神乃大前、今年三月十四日乎生日乃足日撰定、祢宜申、今与利御言寄、随天下乃大政執行、波無止之天、親王卿臣国々諸侯百僚官人遣引召

連天、此神床乃大前仁誓津良久波、近頃保比、邪者乃是所彼所、荒武比天下佐夜藝佐夜藝、人心平穩、故是以天下乃諸人等乃力適合世心、遠一津仁之皇政、遠輔翼奉、令仕奉給、請祈申礼代横山、如置高成、奉、聞食、天下乃万民、治給育給比、谷墓乃狭渡留、白雲乃随居向伏限、逆敵对者、令在給波受、遠祖尊乃恩、蒙、無窮仕奉、留人共乃今日乃誓約、違波、天神地祇、倏忽仁刑罰給、無物、皇神等、前誓、吉詞申給、久、申と有まするが、

⑤此大意を搔摘んで申さば、今より天神の御言寄の通り天下の太政を執行はんとして、卿臣国々の諸侯百官の人々を天神地祇の大前に引居つらねて、御祭文仕奉る次第八、近頃邪者乃是所彼所に荒び騒ぎて人の心も穩ならずしが、今般復古の御時世と成ては、天下の衆庶各力を合せ心を一にして、皇政を輔翼奉る様に為しめ給ひ、一人も逆敵対もの不在しめず、遠親尊の恩を蒙りて無窮に仕奉る人共の中に、若も今日の御誓約に違背する者ある時は、天神地祇の忽に刑罰を加へ給ふやうにと、御誓詞を申し上げ祈請し奉ると申す意でござりて、此の如く厳かに御誓あらせられて御定に相なり、今日の急務、永世の基礎と申すべき御文でござるに因て、御誓文とも申したもので、上は官省府県に勤めらるる官

吏を始め、下も一区一村一町の長たるものに至るまで、各此を目的といたして職掌を尽し、万民衆庶を治めてまゐるは申すまでもなく、庶民末、に至るまでも亦これを以て方向を定め、上旨を守り、職業を勉勵でまゐる事、万、一も此御誓文の御趣意に相反して背き違ふものは、天神地祇の罪人、天皇様の罪人、天下の罪人と相なる事、でござれば、苟も我帝国の民たるものは、貴賤老少の差別なく誰もたれも必心得て居らる御文でござりて、此御一新の御時世に遇ながら此を知らずに居ると云は、譬へて見ると、ちやうど闇の夜に提灯なくて逆を歩行も同様、吾とわが往先もわからぬと申すやうなものでござる。

⑥右に就て学問も致さぬ人と、また女童などの為に、其大意を誰にも聞とらる、やう卑く取下して演説に及びまするに因て、銘と此旨をよく確会いたされ、段々と高き所にも推及ぼし考へて、所謂御政体の基本を窺ひ、御一新の景況にも通じ、開化の域に進歩いたさるるが宜しいでござる。

第一条

広く会議を興し万機公論に決すべし。

⑦此条は、衆議を尽し公論を取ると云御趣意を御示に相成たる御文でござるが、広く会議を興しとは、御政事向何

事によらず御上の思召給ふ所のみを以ては御定め遊ばざる事なく、広く上下の人々を集会して評議いたさせ給ふの道を御開きになつたるを、斯やう申したものでござる。

④万機公論に決すべしと有まする万機は、万肝要なる御政事と申す事でござりて、総て天下を御治め遊ばざる所の御政道を申したもので、また公論に決すべしとは、則ち天地の間に行はるる所のおほやけなる論に決すべしと申す事でござるが、此おほやけと申す事は、頓すべしと申す事でござるが、集会評議のうへ何処へ持て参つても、少も差支のない道理至極なる所を申したもので、
⑤方今天下の御政道と申すは、則ち衆議を尽したるうへ差支のないおほやけなる所を以て御取極遊ばざる事でござりて、御一新以来、公議所と云を御設に相なり、諸藩より会議をする人々を御召遊ばされて、此会議所に於て衆議をいたさせられた事でござつたが、其後に此会議所の称を以て改められ、後にまた此衆議を廢して、いはゆる太政官を三局にのけられて、中を正院と申し、左を左院、右を右院と申して、其左院・右院を以て会議をいたす役々の詰所となされ、何事につけても衆議を尽したる上にて公なる論に御決定いたす事と相なつたもので、是が前々とは大きに革つた所で、いはゆる御一新の効の

顕はれたと申すものでござる。

⑥なほ往々は百姓・町人の内からも、此会議をする者を撰んで差出させる様に相なるは勿論、府々縣々及び区々村々の内までも、此会議をする所が出来てまゐるに相違ない事、かの西洋諸国の如く文明開化の往わたつた国々は、此会議が能届いて居て、万事感服する事が多いでござる。

⑦我日本はのくにとても、上古の世には皆斯やうの御定と見えて、既に古書の中に八百万乃神等乎神集、神議、神議云々と三語が多く記して有まするが、此神集は集會の事、神議は評議の事で、則ち集会評議を致された確証でござる。何事も此のごとく衆議を尽し公論を取りて定むるのが、所謂天地の間に行はるる所のの道理で有まするに因て、広く会議を興し万機公論に決すべしとは御定めに相成たものでござる。

第二条

上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。

⑧此条は、所謂上下同心と云べき御趣意を御示しに成たる御文でござるが、此上下心を一にしてと有まするは、御文面の如く上と下と協力同心いたすと申す事でござりて、上を恐れなから、天皇様の御事、下は官省寮司

府々異々ふふいげんに奉職ほうしよくいたす所の大小だいせうの役人方やくにんかた、また士農工商しにゆうこうこうの四民しにんのすゑ多おほままでを申したもので、此四民しにんの末々すえすえまでも悉ことごとく御上おんかみと心を一ひとに致すと申す事ことでござる。

⑥盛さかに経綸けいりんを行ふべし有ありまする経綸けいりんは、能あたらずちみちを立て天下てんかを保護ほご維持いぢする事を申したる熟語じゆくごにて、則すなはち上下協けう力りき同心どうしんいたして天下てんかを安全あんぜんに治ちる様に致すべしと申す御文ごぶんでござりて、かの大小だいせうの役人方やくにんかたは申すまでもなく、四民しにんの末々すえすえまでも、きつと体認たいにんいたせねばならぬ御趣意ごしゆいでござる。

⑦然しかしながら、天下てんかを安全あんぜんにをさむると申して、下々げげとしては何もむづかしい事を致す訳わけではなく、第一御上ごんかみの御趣意ごしゆいに遵奉そんぷうり、また人の人たる道みちを明あきらかにいたし、つぎには知見ちけんを開ひらき開化かいけに進すすみ、何業なにわざにても勉勵べんれいの力を尽つくし、身分みぶんに応こたじたる実効じつこくを立てまゐるだけの事ことで、日本国中にっぽんこくちゆうの人々ひとが各々おのづかさやうに志こころを振起ふりおこして勉勵べんれいの力を尽つくす時ときにも、自然しぜんと富国強兵ふこくきやうへいと申して全国ぜんこくが繁昌はんさういたし、武備ぶびがととのつて外国がいこくのをうるやうに成なてまゐる。さやう成なてまゐるのが、則すなはち盛さかに経綸けいりんを行ふと申す所ところでござる。

⑧抑おさめかやう御定ごていに相あなつたと申すも、只管ひたすら此日本こゝにっぽんの国くにが富国強兵ふこくきやうへいとなつて外国がいこくの凌侮りやうぶをかうむるやうな危あやぶみもなく、上下一般じつぱんに幸福きふこくをうけさせんと思召おぼしめし給たまふより外ほかはない事ことで、実じつに難がたしい御趣意ごしゆいでござる。しかるに、

愚おろかな田舎人あなぢひとの中には、かやうに難がたしい御趣意ごしゆいなどをば夢ゆめにも知らず、動うごくと御上ごんかみをそしつたり、御政事ごせいじをわるく云いたりして、御一新ごいしんの妨まじをするものがあると申す事ことで、愚人おろかなとは申しながら甚こゝろの心得こころえ違ちがひと申すもので、若ももさやうの人ひとを見たならば、懇まことに教導けうたうを加くわへて開化かいけの事情じじきに通とほずるやうに致いたさせたいものでござる。

なほ近く申すと、一家いっかを治ちむるも一村いっそんを治ちむるも一国いっこくを治ちむるも皆みな同じ道理どうりでござりて、譬たとへば此こゝに一軒いっけんの家いえあり、一家いっか中ちゆう同心どうしん一致いっしいたして掟おきてを守り職業しごくを勉勵べんれい申すべき時ときにも、自ら衣食いじふも足り家法けほふもたち他ほかから指さもさされぬ様ようになつてまゐる。是こゝが則すなはち一家いっかの富強ふきやうと申すべきもので、又またここに一村いっそんあり、上下じゆうげ心を一つに致いたして御上ごんかみの御趣旨ごしゆしを守り、職業しごくを勤こつとめ智識ちしきを開ひらき、負おじ劣せうらじと勉勵べんれいいたしてまゐる時ときには、自然しぜんと人氣にんきも正ただしく土地ちども富あみ、村法むらほふも備そなはつて、他村ほかむらの尊敬そんけいを受けるやうになつてまゐる。此則こゝ一村いっそんの富強ふきやうと申すべきものでござれば、大小だいせうの差別さべつあるのみにて、一国いっこくの富国強兵ふこくきやうへいも此こゝと同様どうよう、国くに中の人民じんみん心を一ひとにいたして勉勵べんれいいたす所ところより運こんでまゐる事ことでござりて、我帝國わがみこくにの往昔いにしへ、富強ふきやうの国威こゝろ海外がいがいまでに輝あきし御時世ごときよと雖な、全ことごとく君親相親きんしんあひましみ、上下じゆうげ相愛あひまし、協力きやくりき同心どうしんいたしたるより起おこつたるは勿論もちろん、かの西洋諸国せいやうしよこくにの如ごとく各開化かくかいけをきはめ、富強ふきやうにほこるも別に所謂すゐんのある訳わけ

ではなく、只々國中協同出精の力を尽す所より今日の形勢をば相なつたものでござる。

㉞されば、国に貧富強弱と云事のあるは、専ら上下一般力を尽すと尽さざるとに因る事で、到底自分々々の身の上に関係する事でござれば、各此道理をよく、弁へて、いはゆる確乎不拔の目的を立、何業にても勉勵の経綸を行ふと云所に適ふやうに心がくるが第一の勤と申すものでござるに因て、上下心を一にして盛に経綸を行ふべし、とは御定に相成たものでござる。

第三条

官武一途庶民に至るまで各其志を遂、人心をして倦ざらしめん事を要す。

㉟此条は、公武を一途にいたし庶民にいたるまでも、不羈自由の行ひを備ふべき旨を御示しになつたる御文でござるが、まづ此官武一途と有ますは、所謂公家武家を一つに致すと申すことで、中代よりこのかた公家・武家といふものができて甚しく差別が立てをつたる所を、さやうな陋習をばさつぱりと御改正になり、少しも隔のないやうに遊ばさると申す意でござる。

㊱庶民にいたるまで各其志を遂、人心をして倦ざらしめん事を要す、とありまするは、かの一つにいたしたる公

家・武家は勿論、庶民とまうして農工商の末々にいたるまでも、各隨意に其志を遂しめ、或はいかなる出世もでき、いかなる富貴にも至るやうに遊ばさる人々、負じ劣らじと進み励んで倦み怠る事の無いやうにするを肝要にいたすと申す事でござる。此が不羈自由とまうして少しも他の束縛をうけず自由自在なる所で、農工商の庶民といえども、前々とは大に違ひ志を備へて勉勵いたす時には、何事も成就いたさん、或は華族・士族の上にも立るるやうに相なり、その身分以前に百倍して重くなつた事でござれば、御趣意をよく、合点いたし、鎔々の身分を重きものと思ひ、志を立て力を尽すべきの時でござる。

㊲前にまうしたる如く、国力の強くなるも御威光の張てまゐるも、全く國中の人民悉く不羈自由の行ある所より一起つてまゐる事でござれば、とくと爰に眼を着て、何事に因らず勤勞の力を尽し、其分に應じたる実効をたてたるが肝要でござるに因て、官武一途庶民にいたるまで、各其志を遂、人心をして倦ざらしめん事を要す、とは御定めに相なつたるものでござる。

第四条

旧来の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

㊳此条は、いはゆる旧弊一新の御趣意を御示しになつたる

御文でござるが、此旧来の陋習を破りと有まするは、まづ御政事向何事に因らず旧くより仕来りの陋き習はしが夥しく有まする所を悉く破り棄るとまうす事でござる。

①天地の公道に基くべしと有まするは、天地の間に行はるる所の公なる道に基づいて定むべしとまうす意にござりて、万事旧来の陋習を破り棄て正しい方に正しい方にと御改正に相なる事で、此上もなく宜しき御趣意でござる。然る所を、不開化な田舎の人を見まするに、動もすると自分々々の腹の中に染着たる旧習を破り棄るといふ事をとんと知らずに居つて、其染着たる陋習を以て定木をいたして、当今の大政を彼此と誹謗いたすものが有まするが、此はいはゆる杓子定木と申すもので、甚の心得違でござる。

②熱々我帝国、古今時世の沿革を考へまするに、上古の御定は何れも正しく致して、よく天地の道理に適つてをつた事で有まするが、数千歳の年月を重ねるに従つて漸々に変革いたしてまゐつて、是までのやうに変な景象とはなり果たもので、譬へば昔は髪を結ふ事なく月代を刺事なく、衣類は筒袖にして裾をつけず、脚には股引やうのものを着用致し、また武士だの平民だのといふやうな差別なく、両刀を帯するものも無かつた所を、いつとなく遷り變つて、武士と平民との隔が起り、両刀を帯たる

ものができ、衣類に裾をつけ袖を潤く致して着る様になり、髪をゆひ月代をすることが始まつたやうな訳にて、何事も沿革つて昔とは大に相違いたしてまゐつた事でござる。

③因て、其を追々と正しい方に改正いたしてまゐる事で、まづおひつきの武士といふものを廃し、四民同じやうに遊ばさるるの法をたてさせられ、人の風俗は昔の通り月代を剃らず髪をゆはず衣服の袖を窄くいたしてまゐると云類は、皆天地間の道理に適つて、いはゆる開化の風俗でござれば、彼是といふべき所は少しもない事でござる。大名国主などいふものも、もし無つた者で有まするに因て、御廢止に相なつたも、いはゆる天地の公道にかなひ、当然の御趣意とまうすべきもの、穢多・非人などいふ名目も、古くは無つたものでござるに因て、平民になされたも、人情にかなふ所にいたして、実に至当の御所置と申すべきもので、猶此外にも平民に苗字を御免になり、或は死のものへは、神道葬祭を御許しになり、また僧侶に肉食・妻帯勝手たるべき旨を仰せ出されたる類が、甚多くありまするが、皆同様のわけで、例の染着たる陋習をさつぱりと洗ひ去つて、所謂活眼を開いて見る時には、御一新以来の御変革と申すもの、愕すべき事は一つもなく、事々件々皆手を拵て感服欣悦する事ば

かりでござる。

何事も右の如く旧くよりしきたりの陋しき習はしを悉く破り去つて、断然御改正遊ばさるる事でござるが、因つて旧来の陋習を破り、天地の公道に基くべしとは、御定めに相なつたものでござる。

第五卷

智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

⑧此条は、智識を世界に学びとつて、大に皇基を振起すといふ御趣意を御示しになつたる御文でござるが、この智識を世界に求めと有まする智識は、いはゆる才智見識のことで、世界に求めは、世界中の宜しき所をば悉く学びとつて御用ひに相なり、上下一般の才智見識を開き給ふやうに遊ばさるるを申ししたものでござる。大に皇基を振起すべしと有まするも、天皇様の御職分として天下を無窮に統御遊ばさるる御政道の基本を盛大に振起すべしと申す事でござる。

⑨抑神代のむかし、天祖天照大御神様の詔以て、皇孫瓊々杵尊様を此国土の大君と御定に相なり、天降り遊ばさるる時に、葦原千五百秋乃水穗国者、是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣、宝祚之降、当下与天壤一無窮者矣、と神勅あらせられたるこそ我

天皇様の天壤と与に窮りなく此国土を治めたまふところの基本、即皇基の因で起るところでござる。

然しながら、瓊々杵尊様御創業の基を御開きに相成たるをはじめ、御歴代の天皇様方にいたりても、時として皇業を起したまへる御事迹を考ふるに、いづれも名輔賢佐のたすけによらざるはない事で、況や方今、復古の御時世と相まつて、大に此皇基を振起し、国威を四方に輝さんと遊ばさるるの時でござりて、第一智識の輔翼をうるにあらざれば、成就すること能はざる所より、広く人材登庸の道を開かせられ、または外国人を御庸入に相なり、盛に諸州の学を興し、あるひは留学生を御遣はしに相成て、世界の宜しき所をばもらさず学びとり、上下一般の才智見識をひらきたまふやうに遊ばさるる事で、実に深謀遠慮の御定と申すべきものでござる。

⑩されば、今の御時世に生れたるものは、誰もこの御趣意を目的としたして、所謂旧習を去り知見を開き世界万国の形勢に通じ、開化日進の域に進み、報国の志をつきたて、大に皇基の振起つてまゐるやうにと心懸べき事でござる。前にも申ししたるが如く、上に於ては上下同心と云べき御趣意を御示し遊ばされ、下々には不羈自由の行あるべき所以を御定に相なつたも、全くこのゆゑでござるに因て、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべしとは、

御定に相なつたものでござる。

我国未曾有の変革を爲んとし、朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ、大に斯国是を定め、万民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣に基き、協心努力せよ。

年号月日（慶応四年三月十四日）御諱（睦仁）

④此一章は、御誓文五ヶ条を御定め遊ばざるに就て、天皇様の仰せ出されたる御諭言でござるが、我国未曾有の変革を爲んして有まするは、我国古昔よりいまだ嘗て有ざる所の変革を施し給はんとしてとまうす意でござるが、実に此御一新の御事業と申すものは、瓊々杵尊様降臨あそばされてより以来、いまだ有ざるところの大変革と申すべき程の事でござる。

⑤朕躬を以て衆に先んじと有まするは、恐多くも天皇様御自身、衆庶万民の先導をならせ給ふと申す意でござるが、至尊の御身を以て何故かやうに万民の先立となり、艱難辛苦を厭はせられず、古來未曾有の変革を施し給ふ事であると申すに、天祖天照大御神さまより言奇に相成つたる天下を大切にいたし、万民保全の道を立んと思召給ふの外はない事で、まことに有難い御趣意でござる。

⑦天地神明に誓ひと有まするは、天神地祇に御誓ひを立させられてと申す事で、則御誓約あらせられたるを申し

たものでござる。

⑥大に斯国是を定めと有まする国是は、国に是しき掟をまうす事で、いはゆる御誓文・御宸翰等の御旨意にもとづいて方今の御時世に相応ふ国の憲法を盛に御定め遊ばされたを、かやう申したものでござる。

⑧万民保全の道を立んとすと有まするは、天下の万民を能保護して安全ならしむるの道を立んとし給ふ事であるともうす意で、此万民保全の道を仰出されたる所によく眼を着て、ありがたい御趣意の程を弁知いたすが宜しいでござる。

⑨衆亦此旨趣に基き、協心努力せよと有まするは、汝衆庶万民も亦此旨に基つき奉つり、心を協せ努力せよと仰せられたる御諭言の趣でござる。

今やこの御諭言に遵ひ奉りて協心努力するもの、日々月々に加はる所より、追々開化に進み国威も立ち、天下一般保全の御恩沢を蒙るやうに運んでまゐると申すものは、全く御一新の盛挙を施されたるより起つたる事で、此上もない厚い御仁恵とまうすべきものでござる。

勅意宏遠、誠に以て感銘に不堪。今日の急務、永世の基礎、此他に出べからず。臣等、謹んで勅旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉従事、冀くは以て宸襟を安んじ奉らん。

慶応四年戊辰三月

総裁 名印

公卿／諸侯／各名印

③ 此章は、総裁・公卿・諸侯の方々、前の御諭言に答奉りて御誓約申上たる御文でござるが、勅意宏遠、誠に以て感銘に不堪と有まするは、今般仰せ出されたる勅の御趣意は、宏く遠く慮らせ給ふ事に致して、孰々窺ひ奉ると、骨髓にしみとほりて堪かぬ程厚い思召で有まする意でござる。

④ 今日之急務、永世の基礎、此他に出べからずと有まするは、今日御一新を施し給ふの時に当りて、急にいたさねばならぬ務、また永世までの基礎と云も、此御趣意の外には決して有ますまい、と申す意でござる。

⑤ 臣等、謹で叡旨を奉戴し、死を誓ひ黽勉従事と有まするは、臣等謹でこの御趣意を戴き奉り、命をかけて御誓ひ申し、眼めはげみて御奉公仕つると申す意でござる。

⑥ 抑天皇様御自身、衆庶万民の先に立せられて千辛万苦遊ばさるる程の事でござれば、誰が之を傍観するといふ理あるべき、各命をかけて従事致すべきは勿論のこととでござる。

⑦ 冀くは以て宸襟を安じ奉らんと有まするは、上に申したる如く、命にかけて御奉公仕つり、冀くはさばかり天下万民を深く思召させ給ふ宸襟を御安心させ奉るやうに仕

つりませうと御誓約まうし上たる意の御文でござるが、此御文の旨意は、下々一般の上に乗でかかる事に致して、誰もたれもかやう心得なくては相すまぬこととでござる。

⑧ 然る所を、片田舎などには、御上の御趣意思召にそむいて守らぬのみならず、彼此と誹謗いたし、或は御政事の障碍をいたすものもあると申す事で、実に恐れ入たる事とでござる。

苟も我帝國の民と生れて人心をそなへたるものは、貴賤上下を問はず老若男女を論ぜず、必此御文の旨を体認いたして、謹で叡旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉従事、冀くは以て宸襟を安じ奉らんと目的をたて、厚き御恩徳の万分一も報ひ奉るやうにと心懸るが第一の御奉公と申すべきものでござれば、各とくと領解いたさるるが宜しいでござる。

御誓文大意終

⑨ (奥付) (広告) 御宸翰大意 近刊

書肆

東京 和泉屋市兵衛 (八名中略)

伊豆三嶋 小西又三郎

御宸翰大意序

檜葉の名におのの宮の古にし歌に、梢のみあはぎ見えつ、
帚木の本を本より知る人ぞなき、と賦することの如く、総て
の事は何にあれ、大概うち見えたることは誰やし人も知ら
ざるにはあらねども、別に其事の起れりし大本を、残る限
なく真曲に明めえたる人は、をさをさ稀になむ有ける。

されば、此大政の始に我天皇の宇豆の御手以て染給ひし
宸翰の詔は、食国天下の上中下の人等の尽、固より其叡
慮の慶しき貴き理は知らざるにあらざらめれと、

今しかく咲花の薫ふが如く真盛に美たく開けゆく皇政の
古に立復れることの遠き源に遡りつ、覓求めむとしも思
寄れる人の最乏しき世の中なるに、筑後の国人吉田強介は、
さる世の習えをも心とせずして、即ち是れの書を著して、
天皇の宸翰に述賜ひし大詔の本旨をば、浅茅原委曲に説明
して、食国の民は賢愚の差なく皆悉に知弁へしめむと、
甚足やかに物せられたるは、これも亦彼事の起れりし大本
を悟得せしむべき一端なるべしと、
此書の世に出来しことを悦しみ喜びがてらに、かくなる。

／正六位田中頼庸／佐藤得所書□□

御宸翰大意

筑後 吉田強介謹述

①此御宸翰は、神武天皇紀元二千五百二十八年即ち今上
天皇御即位の翌歳慶応四年戊辰の三月十四日、畏こくも

今上天皇の深き御仁恤にて、億兆を安撫し、国威を宣
布遊ばされ度 叡慮を以て天下の百官諸侯と共に天地の
神祇を御誓祭遊ばされ、五ヶ条の御誓文書せられ、皇政
一新の本基を立させられ、第一御政事の肝要たる人民の
意嚮は始何にぞや、外国の交際は如何にすべき、何れに
ても従来の際には万民の君たる御職分も立ち難く、且
つ向後の目的も立たざれば、先づ君民の親みを厚ふして、
上下同心することも急務ぞと思し召さるることより、斯
くも畏こき御宸翰遊ばされしなり。

苟初にも皇国の民たるもの、誰か之を感載せざらんや。
臣不肖なりと雖ども、聊か 聖旨の在る所を管窺して、
之が大意を謹述し、以て天下の同志に示すこと爾り。

(ア)朕、幼弱にして大統を紹ぎ、爾来何を以て萬国に對峙し、
列祖に仕へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪へざる也。

① 臣謹で按ずるに、朕とは、至尊自ら稱するの言にして、
昔は誰も彼も用ひし字なりしが、書経の大禹謨などに、
天子の言に朕の字を用ひしより、秦の始皇帝の二十六
年に、此字は天子ならでは用ひぬことと定められたり。

② 大統とは、畏こくも天照大神の皇孫を天下の大君と
定め玉ひし時、葦原の千五百秋瑞穂の国は、吾が生み
の子の王とますべき地なり。爾皇孫、就て知しめせ、
宝祚の隆は、天壤と共に無窮なるべし、と詔玉ひてよ

り、五世の皇孫神倭伊波礼毘古命、神聖英武の君にましまし、都を大和の橿原に定め玉ひしより二千五百二十餘年にして、今上天皇まで一百二十三世、一系聯綿として、実に天壤と窮りなき御位を大統とは申し上ぐる也。

今上天皇は、孝明天皇の御子にましまして、御諱を睦仁と申し上げ奉り、御歳十六の冬十二月、御父天皇の崩御に遭ひ玉ひて、翌年慶応三年の正月、猝かに御即位遊ばせし故に、朕幼弱にして猝かに大統を紹ぐ、と仰せらるゝなり。

③ さて、この御宸翰は、其翌年の事なるが、先帝の御代嘉永六七年の頃よりして、合衆国の使船ししばしは関東に迫り交易の事を請ければ、先帝深く宸襟を悩まし玉ひしかど、時勢と云ひ條理と云ひ、止むを得ざる機会にて、旧幕府と合衆国と交際の條約を結ぶ事となり、横浜を始め其處此處に港を開き貿易の法を立てたりしに、去年弥旧幕府も政權を返上し奉り、皇政復古仰せ出されし上は、殊更に萬国の親睦を厚ふし玉はねばならぬ事となりければ、如何にして彼の萬国に立ち並びて行くべきぞ、と宸襟を煩はされ、且つ政權武門に帰してより殆ど一千有餘年、弊習多き人民を如何にして開化せしむべき。百二十余代の祖宗歴聖に如何にし

て事まつり奉るべきぞ、と朝な夕なに恐れ多く思ふぞやと仰せらるる事にして、実に感泣に堪ざるなり。

④ さて萬国とは、総じて云へば地球上の国々なれど、之を大別するときは、亜細亞・歐羅巴・亞米利加・亞佛利加・豪斯多羅利亞の五大州にして、其亞米利加の内なる合衆国を始として、歐羅巴の英吉利や佛朗西やラ魯西亞・日耳曼・和蘭など、既に條約を結びし国も十余国に及びたり。是等の国々は、何れもみな日々月々に文化に進み、萬里の波濤も平地の如く渡り来て交りを結ぶことなれば、我大日本も、亜細亞中の堂々たる帝国にして、殊に萬国無比の国体なれば、彼の国々と交りて一点も恥ぢざる様遊ばざれ度との 聖旨也。臣民、誰か奉戴せざらんや。

(イ) 竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を専らにし、表に朝廷を推尊して、実は敬して之を遠ざけ、億兆の君たるも、唯名のみになり果て、其が為に今日、朝廷の尊重は古に倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るること霄壤の如し。かゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや。

⑤ 中葉とは、中世といふに同じ。保元平治の頃をいふ。朝政とは、朝廷の政事といふ事なり。『標注職原抄』別記を按ずるに、朝廷とは早朝に出仕する所なるよし、

舒明記及び今昔物語を引き考證せり。然れども『爾雅』の注には、臣の君を見るを朝といふとあれば、早朝に参るといふことにも非ざるべし。

政は祭事と訓じ、古は天皇と神と同殿にましまして祭政一致なりし故なり。

⑥ さて朝権の武門に移りしは、実に保元平治の争乱より源頼朝の総追捕使に任ぜらるゝに基を固めしことなれども、朝政の衰へしは、全く藤原氏世々外戚の威を以て推柄を恣まにせしに本づけり。

而して源氏も、また北条氏に専横せられ、終に親王を奉じて之を木主の如くし、表向は皇室を推し尊むが如くして、其実は朝廷をして国政に手を着けざらしむる様、之を京師に推し籠め置き、論語に鬼神を敬して之を遠ざくと云ひし如くに取り扱ひて、億兆千萬大勢の民の君と称し、大日本国六十余州の至尊といふも、誠に名のみ事になり、果て億兆の人民は如何なる有様なるや、六十余州の地方は誰が手に領せるやも知り得られざる程に推し上げられ、其れ故に朝廷の尊重なることは、神武天皇以来聞も及ばぬほどなれども、上下の間いやましに離れ隔たり、天地の如き違ひになり、果て武家はいよいよ威権に誇り、天下自から封建の姿をなし、億兆の人民も將軍の武威は鬼神の如く恐れを

ののけども、朝廷は如何なるものや、天皇は何事を遊ばすことが、露聊も知り得られぬ様なりゆきぬ。

且つ武家も、北條より足利、足利より織田・豊臣・徳川と、姦雄佞武代る代る起り、中には朝廷を敬して遠ざくるのみならず、兵馬を以て至尊に敵し奉り、詭謀を逞しふして天皇を幽閉し奉り、実に天日地に落ち、天下黑暗の世となりけり。臣等、今猶ほその歴史を讀む毎に、齒を切りて慨歎せざるはなし。

⑦ 斯る朝廷の姿にては、億兆の君たる職掌も立ち難く、何の面目ありて我こそ天子なり此處こそ朝廷なりとて、天下萬民の上に立つべきぞと、深く御慨歎遊ばさるる也。実に畏き御事ならずや。

(ウ) 今般、朝政一新の時に膺り、天下億兆一人もその處を得ざる時は皆朕が罪なれば、今日の事、朕自ら身骨を勞し、心志を苦しめ、艱難の先に立ち、古列祖の尽させ玉ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。

⑧ さて武家の權勢は、上に述べし如く、日にまし盛なるに従ひ、終に驕奢に誇り怠惰に陥り、千百の弊害涌くが如く起り、天下の人民ますます其抑制を厭ひ、民心漸く離散し、政務殆ど齟齬せり。

⑨ 之に加ふるに、嘉永六七年以来、外国の交際いよいよ

威にして、内外の事務日々月々に多端なる時節に当り、斯る驕奢怠惰の政府にては容易に治め得べからざる場合に陥り、実に天下の大患これより甚しきはあらず。これ先帝の深く御宸憂遊ばされし所以なり。

⑩ 然るに 今上天皇御即位の年冬十月、内大臣徳川慶喜、天下の形勢止むことを得ざるを察し、將軍職を辞し、大政を返上し奉れり。此に於て、此年十二月、尽く天下の諸侯を京都に召し寄せられ、この月の十月、始て皇政復古遊ばさるるの旨を布告せられ、舊来の撰政・関白を廢し、總裁・議定・参与の三職を置せらる。翌年三月、御誓文及びこの御宸翰遊ばすこととはなり。

⑪ さて保元・平治已来、凡そ七百余年の間、武家に専横せられたる大政も、今日天運循環の時に膺り、かく復古中興遊ばされ、天下萬機の政務、尽く至尊の御親裁遊ばすこととなりし上は、実に天皇は億兆の君たる名実相合ひしなれば、此の上は、天下萬民の苦楽を御一身に御引受遊ばして、下々の小民に至るまで、凡そ大日本の民たるものは皆御子の如く思し召さるること故に、萬民の中、一人にても幕府の時の如く抑制に苦しむものや、冤罪に陥るものなどある時は、これ皆億兆の父たる朕一人の不行届なるより起れることにて、朕より外に此罪に当るもの無きことなれば、今日中興

一新の事につきては、何事も朕自身と身骨を勞し心志を苦しめ、艱難なることは天下萬民の先立となりて、崇神天皇の詔に、我皇祖、諸天皇の宸極に光臨したまふは、豈一身の為ならんや、と仰せられし如く、我身一人の為ならず、天下萬民の為に、総じては一百二十余代の御歴代、別しては神武・崇神・仁徳・天智・桓武諸聖帝の御世平かに治まりし如く、億兆の君たる義務をつくしてこそ、始て天日嗣の職掌にも恥かしがらぬ事なるべし、と仰せらるるなり。

(エ) 往昔、列祖萬機を親らし、不臣のものあれば自ら將として之を征したまひ、朝廷の政、総て簡易にして、此の如く尊重ならざるゆへ、君臣相親で上下相愛し、徳澤天下に洽く、国威外海に輝きしなり。

⑫ 昔し、神倭伊波礼毘古命、一たび東征し玉ひて、都を大和に定め玉ひしより、保元・平治の前に至るまで凡そ七百年間、御代御代の天皇、親ら萬機を聽断し玉ひて、治乱すべて天皇の御掌中にありしかば、もし四海の中一人も朝旨に背き萬民の害となる者ある時は、天皇みづから大将となりたまひて、天下百姓のうち戦争の役に立つものを召し集めさせられ、之を兵隊となして征伐せしめ、以て天下の害を除き、其事すでに鎮まれば、都に還御ありて政を執り玉ひ、兵役の者も故

の如く家に帰りて、或は農を務め或は工をなし、別に武家だの武士だのといふ威権がましきものある事なく、何事も簡便容易にして、近来の如く尊大貴重的事ならざるゆへ、君臣の間も自ら親しく、上下の交りも相互に愛憐して、

⑬ 仁徳天皇の難波の宮に御世しろしめせし時、天下の民の貧しきを悲しく思召し、三年のあいだ年貢諸役を御免仰せ出され、宮中の御筋儉は、畏こくも御殿の御屋根は雨もりて御衣は破れたれ共、御修復も遊ばざれざりに、三年の後、百姓の稍富栄えたるを知ろしめし、深く御喜び遊ばされしかば、天下の百姓みな涙を流して御恩に感じ、我も我もと馳せ集まり、宮殿の御修復も忽ちに出てたりしと。

⑭ 又醍醐天皇は、寒き夜に百姓の難義ならんことを思召し、朕のみ斯くあたたかに臥すべきかはとて、御衣を脱ぎすて玉ひしことある如く、上下の間まことに親しく聖君の徳化、末々まで洽ねかりし故、

⑮ 仲哀天皇崩御の後、息長帯日売命、大后の御身にて新羅の国迄征討し、国の威光を外国に輝かしたまひしも、皆上下相親むより出来しことならずや。

⑯ 然るに其後、漸く政権藤原氏の手に移にして、四方に軍事ある時は、源平二氏のものに命じて之を伐たしめ、

己れ等は徒らに都の風月に安逸を偷み居りしより、自ら彼の源平二氏の勢威にして、これより武士といふもの始まりしや。

⑰ 終には藤原氏のみが、畏こくも天日嗣の大君まで国の政事に手を著ることならざる様に推し上げられ、果ては国威を外国に輝すす心なきのみならず、港を鎖して一人も外国に交ることを許さざるに至りし也。それ故に、国内の事すら弊害多きことなれば、外国などの事は如何なるものによ、夢にも知らずありしなり。口おしかりしことならずや。

(オ) 然るに近來、宇内大に開け四方に相雄飛するの時に當り、独り我国のみ世界の形勢にうとく、旧習を固守し一新の効をはからず。朕徒に九重の中に安居し、一日の安きを偷、百年の憂を忘るる時は、遂に各国の凌侮を受け、上は列祖を辱め奉り、下は億兆を苦しめん事をおそる。

⑱ 上に述べし如く、寛永の頃よりして、外国の往來を禁ぜられしもの故に、世界の様子は如何なるや知らずにありし。其間に、宇宙間の国々は、日にまし文明開化の域に進み、政事・教法は云ふも更なり、刑典・兵法・医術・工藝、九百のことみな、旧きを捨て新しきに就き、蒸気船を造りて萬里の波濤も暫時に渡り、電信機を架ては千百里の路を隔つるも瞬間に便を通ず

るなど、其他鎖細の事に至るまで簡便自在にして、国富家豊かに、人民各、その業にはげみ、相互に往来して物貨を交易し、終に未だ人の住み得ざる島を検出し、或は野蠻の地を開拓し、日にまし国を弘め家を富まし、四方に雄飛といふを鳥のかけるが如くに往来し、寸暇をすてず事業をつとむる時節に当り、

唯独り我が日本国のみ更に萬国の様子も知り得ず、天皇は徒に天つつらにかたどれる九重の宮中に安居して、天下の諸侯は相互に私意を逞ふし、之を改め一新するの計ごともあることなく、依然として昔しのままなる風俗を固く守りて変ずることを知らず、彼れは蛮夷なり、我が国は神国なり、萬国は鉄砲を用ゆる共われは弓矢を以て戦はねばならぬなどと、彼の神風をのみ頼み居り、その日過しに安逸を貪りなは、是れ一日の楽みに百年の苦みを忘るといふものにて、果ては萬国の侮を受け、今まで夷狄と卑めし彼れらに凌ぎ辱かしめらるに立ち至り、恐れ多くも、上は百二十餘代の歴聖に對し奉り、下は三千七百万人の民百姓に憂き目を見することに成りゆかば如何にすべきと、これのみ恐しく思ふぞやと仰せらるゝなり。

嗚呼、我国中古唐土の制に模倣して萬機を執り行ひ玉ひしより、日々月々に文化にすすみ萬国に比類なきは

ど一応は開けたりしも、朝政の衰ふるに従て、上下みな驕奢の弊に陥りて、開化の歩も中途にして進み得ず、終に次第に却歩せり。剩さへ鎖港の陋習に至りては、遂に半開の域を出ること能はざる也。

之に反して、萬国は我国鎖港せし頃よりして、ますます開明に進歩して、今日の隆盛にいたりしなり。嗚呼、かれは日にまし進み行き、我は日にまし退き去りし勢なりければ、今更物事を彼れに学び用ひねばならぬ事となりけるは、実に口おしかりしことならずや。

さるからに、凡そわが国の民たらん人は、此上ともに世界萬国の形勢によく通曉し、古今の事跡、内外上下の状態を審かにし、必ずしも昔しをのみ善き事と拘泥せず、上下内外相親み、一新の実効をあぐるに志を尽しなは、富国強兵の萬国に譲らざるに至れるも、豈亦何の難きことならんや。

(カ)朕、ここに百官諸侯と広く相誓ひ、列祖の御偉業を継述し、一身の艱難辛苦を問はず、親から四方を経営し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を開拓し、国威を四方に宣布し、天下を富嶽の安きに置かんことを欲す。

百官とは、『事物紀原』に、唐虞に至て官を建る、ただ百故に歴代百官と称すといふに依れば、初め官を百人に定めし故に、後の世の人員をましたれども、やはり

旧称に從て百官といひし由なり。

諸侯は、我國古よりこれありしに非ず。上にもいへる如く、中世朝政おとろへてより、源平二氏に属する武士ども、追々に武威を以て地方を押領し、終に封建の姿をなせしなり。然るに近古より、皆それぞれの祿高を定め、大名と稱して幕府の指揮を受けて、其国々を守り居る事となれり。

②4 さて今般、既に幕府も辭職に及び皇政復古仰せ出されしに就て、斯く百官・諸侯と共に天地の神祇に誓ひを立て、御代々の御世知ろしめせし偉大なる御事業を継ぎ述べて、天皇自ら御一人の艱難辛苦は問はせられず、東西南北の隅ずみまで手を尽して経緯營繕し、汝等億兆千萬の民百姓を安らかに撫育して、追々は萬里の海を打越て外国までもきり開き、大日本国の威光を世界五洲の国々に輝かし、天下の人民を富士山の如何なる風にも雨あられにも少しも動かぬ巍々たるが如く、安穩治平に為したきものぞ、との御諭言なり。

(キ) 汝億兆、旧来の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず。朕一たび足を挙ぐれば、非常に驚き種々の疑惑を生じ萬口紛紜として、朕が志を為さざらしむる時は、是れ朕をして君たる道を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむる也。

②5 此御文は、更に天下萬民に対し実に親しき勅詔にて、

朕がかくまで思ふ心情を能く能く弁へ明めて、汝等億兆千萬の民百姓も、昔より仕来りの陋固なる卑き習はしや風俗をのみ好き事と思ひ、唯々朝廷は尊み重じさへすれば宜しきとなし置て一新開化の何物たる顧みず、我が神國の危きも内外事務の急なるをも知らずして、

②6 朕一たび都をたち出て、或は民の害たる賊徒を征し、或は國の爲めに外国公使に接見する等の事あれば、尋常ならざることの様に之を驚き、千人萬人口々に彼れ此れと物騒がしく言ひなして、終には非理を誣へ無道に陥る等のものあらば、何れも民安らかなれ国平かなれと思ふ朕が志も、水の泡となり行き、到底、瓊々藝々天皇已来、一系聯綿たる國体も亡ぶる事に立ち至ることなれば、能々道理を弁へてよ、との仰せなり。

(ク) 汝億兆、能々朕が志を体認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助けて神州を保全し、列祖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

②7 上に段々述べし所の御趣意を能く々々各々の身に引つけて、相共に手を引きあふて、自分一己の了簡を除き去り、天下公共の義理を取り、至尊のかくまで思し召さるる御志を感載し、中興復古の御事業を聊かなりとも助け補ひ奉り、二千五百年たる神の御國を保ち全ふ

して、百二十余世御歴代の神靈を慰め奉る様、天下萬民相共に朝夕心掛けられなば、実に生て帝位を踐み億兆の君となりし朕が幸、亦たこれより甚しきはあらざるなり、との勅詔也。

28 さて、此御文に仰せらるる、私見を去り公義を採りと申すことは、御誓文にも第一着にあげたまへる「萬機公論に決すべきこと」と仰せられし通りにて、天下の治乱も、国の盛衰も、民の苦樂も、皆この公私の二字にあることなり。さればこの二字の義を能く々々弁へざる時は、進では国の利害に関かり、退ては已れの得失に係るなり。

29 蓋し私は、わたくしと訓じ、自分一人の事を云ふなり。公とは、共なりと註し、おふやけと訓じ、天下萬民凡そ人間仲間誰にも彼にも差支なく共にせらるる事をいふ也。さて私といふものは、元來已れ一人の事ゆへ、一人の身に取りては誠に勝手のよきことにて、他人と共にする事はならぬなり。また公といふものは、自身一人には思ふままに行かねども、萬國萬民誰れ人と共にしても御互に決して差支の無きものにて、是れその権利と義務の分るるゆへん、政刑・教学の審かにせざるべからざる所以なり。

然るに、人生れながらにして之を知るもの無き故に、

先づ教と学とを以て人間第一の急務となす。若し人数なき時は、已れの情慾のみ恣のままにして、他人の差支には聊かも心を用ひざるものにて、到底禽獸はもとより教ゆべき様も無きゆへに、已れの情慾のみ恣のままにして、此に一碗の食を得れば相争ふて之を食ひ、弱きものは決して食ふことを得ず。もし強きと強きと寄合ふ時、相互に戦ひ争ひ噬みあふて、互に傷を受け命を落して止むといふに立ち至る。これ皆公といふことを知らざる故也。人の禽獸に異なるや、之れを教へて権利と義務といふ事を知らしむ。

30 この權と義に公利の別あり。私の權義は之れを民法と名づけ、公の權義は之れを国法と名づくるなり。仮令ば、君は民を保護して國を治むるの義務ある故に、民より其入費の爲め租税年貢を出さしめて、その政令を守らしむるの權利あり。民は君の保護を受けて安全に已れの職業をなすの權利ある故に、年貢を納め賦役を勤むるの義務なきを得ざるが如し。是国法上の公權・公義なり。

又已れ一人の上にて決して他人の邪魔妨げにならざる上は、已れの勝手になし得べき權利あり。さるからに、已の邪魔にならぬ事からは、決して他人に手を下すべからず。且つ人間の交たるを互に相助くるの義務ある

べし。

近くは一家の中、父子兄弟夫婦の間だより隣り近所はいふも更なり、一村一国に至るまで、朋友仲間の諸約束尽くみな之を民法上の権義となす。中に就て心に思ひ口に嘸す等の事からは、他人の邪魔にならぬほどの事ならば、如何様なることを思ふとも、何等の事を嘸すとも、みな私権といふものにて、決して他人より妨げらるる道理なきなり。

③① これ等の様子、能く々々弁へ知りて、一分一巴の私見にして他人の差支になる事は、尽く除き去りて、天下萬民相互に助けあふて国の太平をなす様に、あふやけなる義理に本づきて各の職業を務むるは、則ち民百姓の国に対する大切の義務なりと知るべき也。

天下の民、みな尽く此の如くの心になり行きてこそ、天下太平・国家安穩といふものなれば、至尊これを生前の幸甚なり、と仰せらるるなり。

(ケ)右、御宸翰の通り、広く天下億兆蒼生を思食させ給ふ深き御恵の御趣意に付、末々の者に至る迄、敬承し奉り、心得違無じ之、国の為に精々其分を尽すべき事。

三月 総裁／輔弼

③② 此一段の御文は、總裁・輔弼の諸公、御宸翰の御趣意を天下の萬民に告示するの御文にして、右の如く深き

思し召しなる故に、下々小前のもので、敬み承り奉りて了簡違ひせぬ様、大日本国の為め、其身身の身分に応じ、精々忠義を尽すべしとの意なり。

③③ 総裁・輔弼といふは、御一新の初めに置かれたる重役の名なり。此時の總裁は有栖川帥宮にて、副總裁は三條大納言、輔弼は岩倉右兵衛督と中山前大納言の二人なり。三月は即ち慶応四年戊辰の三月十四日、御誓祭の時也。此年九月八日改元ありて明治元年となれり。

③④ さて此御文の結末にある「其分を尽くす」といふ事は、誠に人間世界肝要のことにして、君となり民となり權利を保ち義務をつくすというも、皆この分を尽すの外はなきなり。冀くば天下萬民もろともに、長者は長く、短者は短きままに、各その分相應に力を尽くし、相生養して以て天理人道を全ふせんことを祈るになん。

(奥付)

明治八年三月廿七日許可

東京芝赤羽根／書林 山口屋佐七

(京都産業大学名誉教授)